

# 台湾における成年後見制度に関する一考察

A Study on the Adult Guardianship System in Taiwan

江 涛  
JIANG Tao

**要旨** 高齢化社会の到来に伴って、台湾では2009年末に新しい成年後見制度が施行されている。新制度は、旧法の禁治産を後見に改正し、新たに補助制度を創設した。法定後見制度は、主に後見の宣告、後見人の選任、後見人の辞任と欠格、嘱託登記、後見の事務（法定代理人、身上監護、財産監護）、後見の終了を規定している。法定補助制度は、補助宣告、補助人及び補助の事務を定めている。任意後見制度は未導入であるが、解釈により持続的代理権を授与する委任契約を認めることは可能である。しかし、解釈論上限界があるため、立法による任意後見制度の導入が求められている。本研究<sup>1)</sup>は、台湾における成年後見制度の改正を考察し、残された課題を明らかにする。

## I はじめに

台湾における成年後見制度は、2008年5月2日に立法院を通過し、5月23日から公布された。新制度は、旧民法の「禁治産」を「後見」に改正したほか、新たに補助制度を創設した<sup>2)</sup>。

1990年代に入ると、台湾は高齢化社会を迎えることになってきた。1993年の65歳以上の人口は、全人口の7%を超えて、国連の高齢化社会の基準に達しており、その後も高齢者の数が年々増え続けている。このような背景のもとに、民法における成年後見制度は時代に遅れていた。旧法においては、心神喪失または精神耗弱によって自己の事務を処理することができない者について、裁判所は、本人、配偶者、最も近い関係にある親族2人または検察官の請求により、禁治産宣告をなすことができると定められ（第14条）、禁治産者は行為無能力者とされていた（第15条）。旧法の立法趣旨は、禁治産者の利益を保護するためであった。しかし、これらの規定によって禁治産者を保護するための目的を達成できないという批判が約50年前にもあった<sup>3)</sup>。即ち、禁治産を宣告することによって、心神喪失者の行為能力を剥奪することはその利益と公共利益を保護できるが、精神耗弱者は、ある程度の弁識能力を有するから、その範囲内においてその意思と能力を尊重する必要がある。その故、精神耗弱者を行為無能力者とするのは妥当ではない<sup>4)</sup>。また、親族会の会員が後見事務を監督することは期待されないから、親族会を後見監督機関とすることは妥当とはいえず、日本の家庭裁判所あるいはドイツの後見裁判所のような機構を設立し、

<sup>1)</sup> 本研究は、独立行政法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター研究開発プロジェクト「認知症高齢者の医療選択をサポートするシステムの開発」（研究代表者：成本迅・京都府立医科大学）に基づく研究成果の一部である。

<sup>2)</sup> 台湾民法では、「後見」の原文は「監護」であり、「補助」の原文は「輔助」である。

<sup>3)</sup> 林秀雄「台湾における成年後見制度の改正について」、田山輝明『成年後見制度と障害者権利条約：東西諸国における成年後見制度の課題と動向』（三省堂、2012年）79頁。

<sup>4)</sup> 洪遜欣『中国民法總則』（三民書局、1976年）91-92頁。

後見監督の責任を負わせるべきという立法論も見られた<sup>5)</sup>。

その後、台湾社会の高齢化を伴い、学界は高齢者の後見問題に注意を喚起し、1990年に制定されたドイツの成年世話法の紹介を通じて、禁治産宣告及び成年後見制度の改正を提案していた<sup>6)</sup>。また、その他の学説においても成年後見制度の改正についての関心が共有されてきた<sup>7)</sup>。最初は、民間団体、実務家及び政府機関はこの問題について関心を持っていなかったが、学説が外国の成年後見制度を紹介すると、民間団体がこの問題に注意を向け始めた。例えば、中華民国智能障害者家長総会は、2000年から前述の学者に成年後見制度の研究を依頼した。次に、法務部も2002年に「民法成年後見制度の研究」という研究計画を学者に委託し、同年末に完成された当該研究計画の報告書において、禁治産宣告及び後見制度に関する改正意見が提出された。さらに、前述の民間団体も2003年3月に成年後見制度に関する改正を提案していた。そして、2003年5月に法務部で開催された成年後見制度の座談会においては、禁治産宣告制度と後見制度を改正する必要があるという結論が出された。そのため、法務部は、2003年9月に「民法禁治産宣告・成年後見制度研究改正作業グループ」を作って成年後見制度の改正に関する検討作業を始め、2004年末に改正草案が完成された。最後に、未成年後見制度を合わせて改正する必要があるという理由で、「民法未成年者後見制度研究改正グループ」と「民法禁治産宣告・成年後見制度研究改正作業グループ」が共同して後見制度の改正作業を進めることになった。

改正法は、2009年11月23日から施行されている。後見制度が大幅に改正されたから、後見の実務上の運用に大きな影響を与える可能性がある。このために、民法総則施行法及び民法親族編施行法に施行の猶予期間が設けられた。即ち、民法総則第14条から第15条の2までの規定、及び民法親族編第4章の規定は、公布の1年6か月の後に施行すると規定された（民法総則施行法4条の2、民法親族編施行法14条の3）<sup>8)</sup>。本研究は、台湾における成年後見制度の改正を考察し、残された課題を明らかにする。

## II 成年後見制度改正の概要

### 1 後見開始の根拠

旧法第14条は、「心神喪失または精神耗弱によって自己の事務を処理することができない者について、裁判所は、本人、配偶者、最も近い関係にある親族2人または検察官の請求により、禁治産宣告をなすことができる」と定めていた。改正法は、「禁治産」という用語は、「自己の財産を管理することを禁止する」という意味を持つに過ぎず、精神障害者の利益を保護しその人格の尊厳を維持するという立法趣旨を示すことができないという

<sup>5)</sup> 劉紹猷「修正現行監護制度芻議——民法最弱の一環」、『身分法之理論與實用——陳棋炎先生六秩華誕祝壽論文集』（三民書局、1980年）461頁。

<sup>6)</sup> 陳惠馨「德國有關成年人監護及保護制度之改革——德國聯邦照顧法」法學叢刊第38卷第1期（1993年）58-66頁。郭明政「禁治産與成年人監護制度之檢討——德國輔導法及其對於台灣之啓示」、『固有法制與當代民事法學——戴東雄先生六秩華誕祝壽論文集』（三民書局、1997年）349-365頁。劉得寬「德國成年監護制度之改革——廢止禁治産宣告，加強保護高齢者，知能障礙者」法學叢刊第43卷第2期（1998年）1-16頁。

<sup>7)</sup> 鄧學仁「高齢社会之成年監護」中央警察大學法學論集第3期（1998年）335-359頁。同「日本之新成年監護制度」中央警察大學法學論集第5期（2000年）317-339頁。

<sup>8)</sup> 林秀雄「台湾における成年後見制度の改正について」、田山輝明『成年後見制度と障害者権利条約：東西諸国における成年後見制度の課題と動向』（三省堂、2012年）80-81頁。

理由で、「精神上の障害又はその他の智能上の障害により、意思表示をすること若しくは意思表示を受けることができず、又はその意思表示の効果を弁識することができない者については、裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、最近1年間に同居した事実のあるその他の親族、検察官、主管機関又は社会福祉団体の請求により、後見を宣告することができる」と改正した。その中で、主管機関とは、老人福祉法第3条、心身障害者権益保障法第2条及び精神衛生法第2条に定められている主管機関を指す。

旧法第15条の規定によれば、禁治産者は、行為能力を有しない。この制度は既に長年施行されており、社会が改正後の変動に適応しえないことを避けるために、改正法第15条は、「後見宣告を受けた者は、行為無能力とする」と定めた。

## 2 後見人の選任

後見の宣告を受けた者には後見人をつけなければならない（民法1110条）。後見人の選任については、改正法は、旧法の定めていた法定後見人の順序が弾力性を欠くため、必ずしも被後見人の利益に合致しないし、被後見人が高齢者である場合、その配偶者、父母又は祖父母も高齢者であるから、後見の事務を負担することができないという理由で、「裁判所は、後見の宣告をするときは、その職権により、配偶者、四親等内の親族、最近1年間に同居した事実のあるその他の親族、主管機関、社会福祉団体その他適切な者の中からその後見人の一人又は複数人を選任し、それと同時に財産の目録の作成時の立会人を指定しなければならない」と改正した（民法1111条1項）。裁判所は、複数の後見人を選任したときは、複数の後見人は、共同で又は各自で執行する職務の範囲を定めることができる（民法1112条の1第1項）。裁判所が後見人の執行する事務を定めないときは、複数の後見人は、共同して代理行為をしなければならない（民法168条）。又、共同して後見の事務を執行する場合に、被後見人の最善の利益に従って、そのうちの一人の後見人行使させることを定めることを請求することができる（民法1113条による1097条2項の準用）。裁判所は、後見人の執行する事務の範囲を指定した後に、後見人、被後見人、第14条第1項に定める請求権者の請求により、その指定を取り消し又は変更することができる（民法1112条の1第2項）。

裁判所が後見人を選任するときは、後見宣告を受けた者の最善の利益に従い、後見宣告を受けた者の意見を優先的に考慮しながら、一切の事情を斟酌し、かつ、次に掲げることにより注意を払わなければならない。①後見宣告を受けた者の心身状態と生活及び財産状況、②後見宣告を受けた者とその配偶者、子又はその他の共同生活者との間の感情の状態、③後見人の職業、経歴、意思及び後見宣告を受けた者との間の利害関係、④法人が後見人である場合には、その事業の種類及び内容、法人及びその代表者と後見宣告を受けた者との間の利害関係（民法1111条の1）。「後見宣告を受けた者の意見」とは、後見宣告を受けた者が意思能力を失う前に表示した意見を指す。

後見人が死亡したとき、裁判所の許可により辞任したとき、破産宣告を受けてまだ復権していないとき、又は失踪したときには、裁判所は、被後見人、四親等内の親族、検察官、主管機関その他の利害関係人の請求、又は職権により、別に適切な後見人を選任することができる。裁判所が別に後見人を選任することが確定するまでは、その所在地の社会福祉主管機関がその後見人となる（民法1113条による1106条の準用）。この規定によって被後

見人の利益が保護されることになる。

後見人が被後見人の最善の利益に適わず、又は明らかに適任でない事情があると認めるに足りる事実があるときは、裁判所は、四親等内の親族、検察官、主管機関又はその他の利害関係人の請求により、別に適切な後見人を選任することができる（民法1113条による1106条の1第1項の準用）。「明らかに適任でない事情」とは、後見人が体力の衰弱によって後見の事務を負担しえない、又は長期間外国に滞在して後見の事務をしないなどのことを含む。また、裁判所は、後見人の変更が確定するまで、先に原後見人の後見権の停止を宣告し、かつ、その所在地の社会福祉主管機関をその後見人とすることができる（民法1113条による1106条の1条第2項の準用）。

### 3 後見人の辞任と欠格

改正法は、「後見人は、正当な理由があり、かつ裁判所の許可を得たときは、その職務を辞することができる」と定めている（民法1113条による1095条の準用）。裁判所は、後見人のないことを避けるために、後見人が職務を辞任することを許可するときは、職権により、別に適当な後見人を選任しなければならない（民法1113条による1106条1項2号の準用）。

未成年者、後見又は補助の宣告を受けてまだ取り消されていない者、破産宣告を受けてまだ復権していない者又は失踪者は、後見人となることができない（民法1113条による1096条の準用）。

後見人が被後見人の事務を管理しなければならないのであるから、被後見人と何ら利害衝突のない者が後見の事務を担当した方がよいと考えられる。そこで、改正法は、被後見人の世話をする法人・団体、その代表者・責任者、又は当該法人・団体との間に雇用・委任・その他類似の関係がある者は、被後見人との間に利益衝突を生じる可能性があるから、被後見人の利益を保護するために、当該後見宣告を受けた者の後見人となることができないと定めている（民法1111条の2）。

### 4 嘱託登記

改正法は、「後見登記の資料の整備によって取引の安全を確保する」という理由で、「裁判所は、後見宣告をし、後見宣告を取り消し、後見人を選任し、後見人辞任を許可し及び後見人を別に選任し、又は後見人を改めるときは、その職権により、所轄の戸籍機関にその登記を嘱託しなければならない」と定めている（民法1112条の2）。後見宣告を受けた者は、精神上の障害又は知能上の障害により意思表示をすることができない者であって、後見宣告を強制的に公開することによってその人間としての尊厳が損なわれる恐れがある。本条の定める嘱託登記に関する規定は、被後見人の利益を保護するというよりも、取引の安全をより重視するのである。

### 5 後見の事務

#### (1) 法定代理人

後見宣告を受けた者は、行為無能力者であり、その意思表示が無効である（民法75条）。従って、その法定代理人が、これに代わって意思表示をし、かつ意思表示を受ける（民法

76条)。成年後見人は、その監護の権限内において、被後見人の法定代理人となる（民法1098条1項の準用）。又、後見人の行為が被後見人の利益に相反するとき又は法により代理をすることができないときは、裁判所は、後見人、被後見人、主管機関、社会福祉団体その他の利害関係人の請求により、又は職権により、被後見人のために特別代理人を選任することができる（民法1098条2項の準用）。

## (2) 身上監護

旧法1112条1項の規定によれば、被後見人の利益のために、被後見人の財産の状況に応じて、その身体の看護、治療をしなければならない。改正法は、「条文第1項が被後見人の身体の看護と治療に限って規定するのは、その範囲が狭いのであり、かつ、被後見人の利益の意味が不明確である」という理由で、被後見人の意思を尊重するために、日本民法858条の規定を参考にして、その規定を「後見人は、被後見人の生活、看護、治療及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」と改正した。また、旧法1112条2項は、「後見人は、被後見人を精神科病院に入院させ又は自宅に監禁するときは、親族会の同意を得なければならない。ただし、父母または禁治産者と同居する祖父母がその後見人であるときは、この限りでない」と定めていた。この規定については、精神衛生法によって公的医療機関により禁治産者の身体の治療がなされることが規定されているから、被後見人を自宅に監禁することは必要でないし<sup>9)</sup>、憲法違反の疑いもあると指摘されていた<sup>10)</sup>。改正法は、「精神衛生法第3章第2節においては、重症の精神病患者を強制的に入院させる手続について詳しく規定されており、精神衛生法を適用すればよいから、この規定が存在する必要はない。かつ、親族会の同意によって被後見人の自由を剥奪することは、その基本的人権を軽視する恐れがある」という理由で、旧法1112条2項の規定を削除した。

## (3) 財産監護

### ①財産目録の作成

旧法は、「後見を始めるときに、後見人は被後見人の財産について、親族会が指定する者の立会いをもって、財産の目録を作成しなければならない」と定めていた。親族会を後見監督機関とすることは、学説に批判されているから、改正法は、親族会の代わりに、裁判所を後見監督機関にした。改正法第1111条第1項の規定によれば、裁判所は、後見人を選任すると同時に、財産目録の作成の立会人を指定しなければならない。そして、後見を開始するときは、成年後見人は、被後見人の財産に関して、2か月以内に裁判所の指定する者の立会いをもって、財産目録を作成して裁判所に報告しなければならない（民法1099条1項の準用）。なるべく速やかに法律関係を明らかにするため、財産目録の作成期間を「2か月以内」にしたが、財産があまり複雑なため2か月以内にこれを作成することができないときは、裁判所は、後見人の請求があり、かつ必要と認めるときには、これを延長することができる（同条2項の準用）。財産の目録を作成して裁判所に報告するまでは、後見人は、被後見人の財産については、管理上必要とされる行為のみをすることができる（民法1099条の1の準用）。

<sup>9)</sup> 陳棋炎・黃宗樂・郭振恭『民法親屬新論（修訂六版）』（三民書局、2007年）451頁。

<sup>10)</sup> 戴炎輝・戴東雄・戴瑀如『親屬法』（2007年）447頁。

## ②財産の管理

改正法1103条1項は、「被後見人の財産は、後見人が管理する。後見の事務を行うために必要な費用は、被後見人の財産から負担する」と定めている。この規定の前段は、旧法1100条1項の前段を維持し、その後段は、日本民法861条2項の規定を参考にして規定された。旧法1103条は、被後見人の財産状況について、少なくとも1年に1回、親族会に詳細な報告をしなければならないと規定していたが、改正法は、裁判所を後見監督機関にしたから、それを削除したうえで、日本民法863条1項の規定に倣って、「裁判所は、必要と認めるときは、後見人に対して、後見の事務に関する報告、財産の目録又は計算書の提出を命じ、後見の事務又は被後見人の財産状況を検査することができる」と定めた（民法1103条2項の準用）。

## ③財産上の監護事務に関する制限

旧法1101条は、「後見人は、被後見人の利益のためでなければ、被後見人の財産を使用し、又はその処分をすることができない。不動産の処分をするときは、さらに親族会の同意を得なければならない」と定めていた。しかし、後見人は、たとえ被後見人の利益のためであっても、自己の名義で被後見人の財産を処分する権利をもつべきではない。「後見人は、被後見人の利益のため、法定代理人の身分に基づいて被後見人の財産の処分を代理すれば足りる」という理由で、当該条文を「後見人は、被後見人の利益のためでなければ、被後見人の財産を使用し、又はその処分を代理し若しくはこれに同意することができない」と改正した（民法1101条1項の準用）。注意すべきなのは、被後見人は、行為無能力者であって（民法15条）、財産を処分することができないから、改正法1101条1項の定めている「処分に同意する」という部分は成年後見の場合に準用できない。また、改正法は、旧法1101条後段の規定を削除するとともに、日本民法859条の3の規定を参考にして、「後見人が次に掲げる行為をするときは、裁判所の許可を得てはじめてその効力を生じる。一、被後見人の代理として、不動産を購入し又は処分すること。二、被後見人を代理して被後見人の居住の用に供する建物若しくはその敷地を賃貸し、他人の使用に供し、又はその賃貸借を解除すること」という規定を増設した（民法1101条2項の準用）。その立法趣旨は、「上述した行為は、被後見人の利益に大きな影響を与えるから、裁判所の許可を得なければその効力を生じない」ということである。また、改正法は、「後見人は、慎重に被後見人の財産を管理しなければならない」という理由で、「後見人は、被後見人の財産をもって投資を行うことができない」と規定した。しかし、公債、国庫券、中央銀行貯蓄券、金融債券、譲渡性預金証書、銀行引受手形又は金融機関保証付約束手形などの有価証券は、政府によって発行され、又は金融機関によって保証されるのであるから、それを購入することは許される（同条3項の準用）。また、後見人は被後見人の財産を譲り受けてはならない（民法1102条）。この条文は、改正されていない。

## ④報酬請求権

後見人は、報酬を請求することができる。旧法は、その報酬の金額については、親族会がその労力及び被後見人の財産収益の状況を斟酌して定めると規定していた（旧法1104条）。改正法は、「親族会が後見監督機関ではないから」という理由で、その条文を「後見人は、報酬を請求することができ、その金額については、裁判所がその労力及び被後見人の資力を斟酌して定める」と改正した。

### ⑤注意義務及び損害賠償責任

旧法1100条2項の規定によれば、後見人は、自己の事務を処理するときと同一の注意をもって被後見人の財産を管理しなければならない。しかし、後見人の後見事務は、財産の管理に限らず、被後見人に対する身上監護をも含めている。しかも、後見人は報酬を請求することができるから、その過失責任について具体的軽過失だけを負うというのでは不均衡である。従って、改正法は、日本民法869条の規定を参考にして、「後見人は、善良な管理者の注意をもって、後見の事務を行わなければならない」と改正した。また、旧法1103条の1は、後見人は、財産上の監護事務を行うときにその過失により生じた損害について、被後見人に対してその賠償の責めに任じなければならないと規定していた。しかし、財産上の監護事務を行うときに限って賠償責任を負うという規定は、妥当ではない。被後見人の利益を保護するために、改正法は、「後見人は、その後見の事務を行うときに、その故意又は過失により、被後見人に損害を生じたときは、その賠償の責めに任じなければならない」と定めている（民法1109条1項の準用）。改正法1100条の規定から分かるように、本条の定める「過失」は、抽象的軽過失である。さらに、損害賠償請求権の消滅時効について、旧法は、「後見人が被後見人の財産に与えた損害について、その賠償請求権は、親族会が清算の結果を承認することを拒絶したときから2年間に行使しなければ消滅する」と規定していた。改正法は、「2年の時効期間はあまりに短すぎる」という理由で、外国の立法例（日本民法875条による832条の準用、フランス法民法475条、イタリア民法387条）を参考にして、「…賠償請求権は、後見関係が消滅したときから5年間行使しなければ消滅する。新後見人がいるときは、その期間は、新後見人がその職務に就くときから起算する」と改正した。

## 6 後見の終了

### (1) 後見終了の原因

改正法14条2項の規定によると、後見を受ける原因が消滅したときは、裁判所は、前項に定める請求権者の請求により、その宣告を取り消さなければならない。後見の宣告が取り消されると、後見関係が終了する。また、後見人が死亡、辞任又は失踪したときも、後見終了の原因となる。後見人が被後見人の最善の利益に適わず、又は明らかに適任でない事情があると認めるに足りる事実があるときは、裁判所は後見人を変更することができる。後見人の変更の裁判がされると、原後見関係が終了する。また、改正法14条4項の規定によると、後見を受ける原因が消滅した場合において、補助をする必要があると認めるときは、裁判所は、第15条の1第1項の規定に従い、補助の宣告に変更することができる。立法理由によると、裁判所がなした原後見の宣告は、補助の宣告によってその効力を失うことになり、後見関係が終了する。

### (2) 後見終了後における後見人の義務

旧法1107条は、「後見人は、その後見関係が終了したときは、直ちに親族会の指定する者の立会いをもって財産の清算を行い、かつ、その財産を新後見人に引き渡さなければならない。被後見人が既に成年となったときは、被後見人に返還しなければならない。被後見人が死亡したときは、その相続人に返還しなければならない」と定めていた。改正法は、後見終了の原因を絶対的終了と相対的終了とに分けて、別々に規定している。改正法1107

条1項の規定によると、後見人に変更を生じたときは、原後見人は、直ちに被後見人の財産を新後見人に引き渡さなければならない。

改正法1107条2項は、「後見を受ける原因が消滅したときは、原後見人は、直ちに被後見人の財産を被後見人に返還しなければならない」と定めている。後見を受ける原因の消滅とは、後見宣告の取消と後見宣告から補助宣告への変更を指す。被後見人の死亡によって後見関係は当然に終了するから、被後見人の財産はその相続人に返還されなければならない。また、旧法は、清算の期限について規定をおいていなかったが、改正法は、「…原後見人は、後見関係が終了した時から2か月以内に、被後見人の財産について決算を行ったうえで決算書を作成し、これを新後見人、被後見人又はその相続人に交付しなければならない」という規定を増設した（民法1107条3項の準用）。旧法1107条2項は、「親族会が前項に定める清算の結果を承認するまで、後見人は、その責任を免れることができない」と規定していたが、改正法は、「親族会は後見監督機関ではない」という理由で、その条文を「新後見人、被後見人又はその相続人が前項に定める決算書を承認するまで、原後見人は、その責任を免れることができない」と改正した（民法1107条4項の準用）

後見人の死亡も後見関係の終了原因である。旧法1108条は、後見人が死亡したときは、前条に定める清算は、その相続人がこれを行うと規定していた。しかし、後見関係終了の場合には、財産の清算だけでなく、財産の引渡しもしなければならない。また、後見人に相続人がいれば、その相続人が財産の清算を行うべきであるが、相続人がいないか、または、いるかどうか明らかでないときに、いかに財産の清算と引渡しをするべきかについては、旧法は明定していなかった。そこで、改正法は、その条文を、「後見人が死亡したときは、前条に定める引渡しまたは決算は、その相続人がこれを行う。その相続人がないか又はその相続人の有無が不明であるときは、新後見人が直ちに決算を行い、第1099条に従って作成した財産の目録とあわせて裁判所に報告する」と改正した（民法1108条の準用）。ただ、改正法は、後見人の相続人の有無が不明であるとき、だれが被後見人の財産を新後見人に引き渡すかについては、定めていない。新後見人は、被後見人の財産の引渡しを受ける前に、財産の決算を行うことができないため、この場合においては、原後見人の遺産管理人は、被後見人の財産を新後見人に引き渡すべきだと思われる。又、後見人と被後見人が同時に死亡と推定されるとき（民法11条）は、後見人の相続人は、被後見人の財産を被後見人の相続人に引き渡すとともに、法定の期間内に決算書を作成して被後見人の相続人に交付しなければならない<sup>11)</sup>。

### Ⅲ 補助制度の増設

#### 1 補助宣告

旧法は、弾力性を欠く禁治産宣告一元制をとっていたため、学説により批判されていた。改正法は、精神上的の障害又はその他の知能上の障害を有する者の利益を保護し、その自己決定権を尊重するという立法目的をもって、成年後見制度のほかに補助制度を増設した。改正法第15条の1第1項の規定によると、精神上的の障害又はその他の知能上の障害により、意思表示をする、意思表示を受ける、又はその意思表示の効果を弁識能力が著しく不十分

<sup>11)</sup> 林秀雄「台湾における成年後見制度の改正について」、田山輝明『成年後見制度と障害者権利条約：東西諸国における成年後見制度の課題と動向』（三省堂、2012年）90頁。

である者については、裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、最近1年間に同居した事実のあるその他の親族、検察官、主管機関又は社会福祉団体の請求により、補助の宣告をすることができる。また、裁判所は、後見の請求に対して、まだ民法14条1項に定める後見宣告の程度に達していないと認めるときは、第15条の1第1項の規定に従い、補助の宣告をすることができる（民法14条3項）。改正法14条4項の規定によると、後見を受ける原因が消滅した場合において、補助をする必要があると認めるときは、裁判所は、第15条の1第1項の規定に従い、補助の宣告に変更することができる。もともと、この場合においては、裁判所は、先に後見の宣告を取り消して、別に補助の宣告をすべきであるが、請求権者の不便と裁判官の負担を避けるため、その手続を簡素化し、後見の宣告を取り消さずに、直接に補助の宣告を変更すればよいとした。裁判所のなした後見宣告は、補助宣告によってその効力を失うことになる。

未婚の未成年者は、制限行為能力者又は行為無能力者であり、補助宣告を受ける実益がないから、行為能力者、つまり成年者及び既婚の未成年者だけが補助宣告を受ける対象となる。補助宣告の効力については、後見宣告を受けた者は行為無能力者となるのとは異なり、補助宣告を受ける者は依然として行為能力を有する。しかし、補助宣告を受ける者は精神上の障害により弁識能力が著しく不十分である者であるから、その利益を保護するため、法定の特定の行為をするには、補助人の同意が必要とされている。改正法第15条の2第1項は、「補助宣告を受けた者が次に掲げる行為をするには、その補助人の同意を得なければならない。但し、単に法律上の利益を得、又はその年齢及び身分に応じて日常生活上必要とされるものについては、この限りでない。一、独資、組合契約による事業の共同経営をするまたは法人の責任者となること。二、消費貸借、消費寄託、保証、贈与又は信託をすること。三、訴訟行為をすること。四、和解、調停、不動産に関する紛争による調停又は仲裁合意をすること。五、不動産、船舶、航空機、自動車又はその他重要な財産の処分、負担の設定、売買、賃貸借又は使用貸借をすること。六、遺産の分割、遺贈、相続権又はこれに係わる権利の放棄をすること。七、裁判所が前条に定める請求権者又は補助人の請求により指定したその他の行為をすること」と規定している。本項第6号に定める「これに係わる権利」とは、相続に関する権利を指す。例えば、遺贈を受ける権利、相続回復請求権、遺留分減殺請求権及び遺産斟酌給付請求権（民法1149条）などである。又、裁判所は、補助人の請求により、本項前6号に定める特定行為以外の行為を指定することができる。例えば、補助人は、補助宣告を受けた者が委託又は請負契約を締結すると、その者に不利益を与える可能性があるとして認めれば、かかる契約の締結の同意を得るべき行為として指定するよう、裁判所に請求することができる。

補助宣告を受けた者が、補助人の同意を得ずに上述した行為をしたときは、その行為の効力については、民法78条から83条までの規定を準用する（民法15条の2第2項）。つまり、被補助人がなした遺贈行為は、無効である（民法78条の準用）。被補助人が締結した契約は、補助人の追認によってその効力を生じる。補助人がそれを追認するまでは、その契約は効力未定の状態にある（民法79条の準用）。契約の相手方は、契約を締結するときに補助人の同意を得ていなかったことを知らなかった場合には、補助人が追認するまで、契約を撤回することができる（民法82条の準用）。又、補助人に対して1か月以上の期限を定めてその契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることもできる。補助人がその期

間内に確答を発しないときは、その契約の追認を拒絶したものとみなされる（民法80条の準用）。被補助人が補助人の同意を得たことを信じさせるために詐術を用いたときは、その法律行為は有効となる（民法83条の準用）。被補助人が補助人の同意を得ずになした単独行為は無効となり、その締結した契約は効力未定となるから、補助人はそれを取り消すことができない。又、被補助人の不動産又は重要な財産を譲り受けた者は、その財産の所有権を取得することができない。従って、被補助人は、いつでも所有権者としてその財産の返還を請求することができる。補助人がその契約を追認しなければ、その契約は、補助の宣告が取り消された後に、被補助人がその契約を追認してからはじめてその効力を生じる（民法第81条の準用）。注意すべきなのは、調停、訴訟上の和解又は訴訟行為は、民事上の法律行為ではないから、民法78条から83条までの規定を準用すると規定することは、妥当ではないと考えられる。

補助人は、本条第1項第1号に定める行為をすることを同意した後に、被補助人が営業をする能力が足りないと認めるときは、その同意を取り消すことができるが、善意の第三者に対抗することができない（民法15条の2第3項による85条の準用）。また、第1項に掲げる同意を得なければならない行為について、補助宣告を受けた者の利益を害する恐れがないにもかかわらず補助人がその同意をしないときは、補助宣告を受けた者は直接に裁判所に請求し、その許可を得た後、これをなすことができる（同条4項）。

## 2 補助人及び補助の事務

補助宣告を受けた者には、補助人を付けなければならない（民法1113条の1）。改正法は、条文の重複を避けて規定を簡潔なものとするために、補助人及び補助の事務については、後見制度に関する規定を準用すると定める（民法1113条の1第2項）。即ち、後見人の辞任（1095条）、後見人の欠格（1096条）、後見人と被後見人との利益相反（1098条2項）、後見人の注意義務（1100条）、被後見人の財産の譲受けの禁止（1102条）、後見事務の監督（1103条2項）、報酬請求権（1104条）、後見人の再選人（1106条）、後見人の変更（1106条の1）、後見人の賠償責任（1109条）、成年後見人の選任（1111条）、後見人の選任における注意事項（1111条の1）、成年後見人が数人ある場合の権限の行使等（1112条の1）、成年後見人の欠格（1111条の2）、嘱託登記（1112条の2）などの規定を補助宣告の場合に準用している。

補助人が複数いる場合に、同意権の行使について意見が一致しないときでも、改正法1097条2項の準用がないため、裁判所に対して、被補助人の最善の利益を考慮して、そのうちの一人の補助人に同意権を行使させるよう請求することができない。また、補助の宣告を受けた者は、行為能力であり、法定代理人をつける必要がないから、改正法1098条1項の規定を準用する余地はない。即ち、補助人は被補助人の法定代理人ではない。にもかかわらず、補助人の同意権の行使が被補助人の利益に相反するときは、1098条2項の規定が準用され、被補助人のために特別代理人を選任することができることとされている。しかし、被補助人は行為能力者であるから、被補助人のために特別代理人を選任する必要はないと考えられる<sup>12)</sup>。

<sup>12)</sup> 林秀雄「台湾における成年後見制度の改正について」、田山輝明『成年後見制度と障害者権利条約：東西諸国における成年後見制度の課題と動向』（三省堂、2012年）93頁。

補助人又は被補助人の死亡によって、補助関係は終了する。補助を受ける原因が消滅したときは、15条の1第1項に定める請求権者の請求により、その宣告を取り消さなければならない(民法15条の1第2項)。補助宣告が取り消されると、補助関係が終了する。また、補助宣告を受けた者について後見を受ける必要があると認めるときは、裁判所は、後見宣告に変更することができる。後見宣告に変更すると、前になされた補助宣告は、当然にその効力を失う。補助人は、被補助人の財産を管理しないから、補助関係が終了するときに、財産の引渡し又は決算書の作成をする必要はない。

## VI 今後の課題

1960年代から、西欧諸国においては、禁治産宣告制度についての改正が相次いで行われている。改正後の内容については、各国において一致していないが、共通の理念が存在すると認められている。即ち、障害者本人の自己決定権と残存能力を尊重することである。このような理念に基づいて、2000年に施行された日本成年後見制度は、任意後見制度を導入した。台湾の学説は自己決定権を尊重するという理由で、任意後見制度の立法化の必要性を強調し<sup>13)</sup>、補充性の原則に基づいて、任意後見制度の優先性を認めている日本新成年後見制度を参考にすると必要があると指摘している<sup>14)</sup>。2002年法務部の研究計画の報告「民法成年後見制度の研究」においては、日本の立法例を倣って任意後見制度を設けるべきという立法論も見られる<sup>15)</sup>。しかし、2003年5月26日に法務部で開催された「民法成年後見制度検討会」において、任意後見制度を導入する差し迫った必要がないという理由で、それを改正の範囲に入れないと決議された。この決議に従って法務部の「民法禁治産宣告及び成年後見制度研究改正作業グループ」は、任意後見制度を導入しないこととした。そのために、改正法は、任意後見制度を導入しなかった。ところが、障害者本人の自己決定権の尊重という理念が、解釈論を通じて台湾民法の中に取り入れられることができるかどうかについて検討されるようになってきた。

民法550条の規定によれば、委任関係は、当事者の一方の死亡、破産又は行為能力の喪失によって消滅する。そして、委任関係が消滅すると、それによって授与された代理権も消滅する(民法108条1項)。ただし、この条文は強行規定ではなく、当事者に特約があるなら、委託者(本人)の行為能力喪失後においても委任関係と代理権が存続する(民法550条但書)<sup>16)</sup>。また、民法は当事者の行為能力の喪失を委任関係の消滅の原因とするものの、当事者の意思能力の有無は問わない。従って、委任者が心神喪失又は心神耗弱の状態になっても、禁治産(後見)の宣告を受けていない以上、委任関係と代理権が存続すると解されている<sup>17)</sup>。行為能力の有無については法律によって判断されるから、客観的判断になじむが、意思能力の有無についての判断は、精神状態の認定であり、これになじまない。委任関係の存否について委任者の意思能力の有無によって決まるなら、委任関係が不確定

<sup>13)</sup> 劉得寬「意定監護制度立法上必要性——以成年(高齢者)監護制度為中心」法學叢刊第44卷第2期(1999年)84頁。

<sup>14)</sup> 鄧學仁「日本之新成年監護制度」中央警察大學法學論集第5期(2000年)338-339頁。

<sup>15)</sup> 法務部2002年度委託研究計画『民法成年監護制度之研究(計画主持人周世珍)』(2002)266頁。

<sup>16)</sup> 鄭玉波『民法債編各論(下冊)』(1972年)451頁。

<sup>17)</sup> 邱聰智『債法各論(中冊)』(1995年)251頁。

な状態になってしまう恐れがある。そこで、委任者の行為能力の喪失を委任関係の消滅原因としたものと考えられる。また、この持続的代理権授与の特約は、委任契約の内容に含まれるものとは限らず、委任契約を締結してから、追加的になされてもよいと解されている<sup>18)</sup>。

一般的には、持続的代理権を授与する委任契約を締結する場合、本人の行為能力の喪失にもかかわらず、代理権が存続する。さらに、当事者間に委任者の行為能力の喪失を停止条件とする委任契約を締結することが許される。つまり、通常は本人が自己の事務を処理し、行為能力を喪失してからはじめて委任契約の効力を生ずるという契約である。契約自由の原則及び自己決定権の尊重の原則に基づいて、このような停止条件付き委任契約は、認められるべきであると考えられる。

とはいえ、現行法の下においては持続的代理権の授与を認めることができるが、解釈論として二つの問題が生じてくる。一つ目の問題は、任意代理と法定代理との競合である。即ち、後見宣告を受けた者を保護するために、後見人を置かなければならず（民法1110条）、後見人は被後見人の法定代理人となるが、本人が持続的代理権を授与する委任契約を締結する場合には、本人の行為能力喪失後に、任意代理と法定代理とが競合することになる。このとき、任意代理が優先するのか、法定代理が優先するのか、又は両者が並存して存続するのかを検討されなければならない。形式論からいえば、法定代理を優先させる明文の規定が置かれていないし、代理人が一人でなければならないという規定がない以上、任意代理と法定代理とが並存すると解し得ると考えられる。

二つ目の問題は、任意代理人の監督に関する問題である。イギリスでは持続的代理権を有する代理人に対する裁判所の監督権が認められているが、台湾民法にはそのような規定がない。民法は当事者の一方がいつでも委任契約を終了（解除）させることができるとしている（民法549条1項）が、本人は、行為能力を喪失した後に、任意代理人が本人に不利な行為をしたとしても、委任契約を終了することができない。しかし、後見人は被後見人を保護するために設置されるものであるから、任意代理人が適任でない場合に、本人の法定代理人として、本人を代理して委任契約を解消することができる<sup>19)</sup>。

台湾民法は、任意後見制度を導入していないが、民法550条の解釈によって持続的代理権の授与の委任契約が認められて、自己決定権の尊重という理念が実現されるようになった。しかし、解釈論上、解決できない問題が残っているから、立法論として、任意後見制度を導入する必要があると考えられる<sup>20)</sup>。

## V おわりに

台湾における新しい成年後見制度は、公権力の介入を強化して、被後見人を保護しようとしている。改正法は、旧法の禁治産宣告を後見宣告と補助宣告の2類型に区分した。

裁判所は、精神上の障害その他の知能欠陥により意思表示をすることもしくは意思表示を受けることができず、または意思表示の効果を認識することができない者について、請

<sup>18)</sup> 邱聰智『債法各論（中冊）』（1995年）252頁。

<sup>19)</sup> 邱聰智『債法各論（中冊）』（1995年）252頁。

<sup>20)</sup> 林秀雄「台湾における成年後見制度の改正について」、田山輝明『成年後見制度と障害者権利条約：東西諸国における成年後見制度の課題と動向』（三省堂、2012年）94-96頁。

求により後見宣告をすることができる。後見宣告を受けた者は行為無能力者となり、その法律行為は無効となる。後見人は、裁判所の職権により、配偶者、四親等内の親族、最近1年間に同居した事実のあるその他の親族主管機関、社会福祉団体その他の適切な者の中から選任される。後見人は、正当な理由があり、裁判所の許可を得たときに限り辞任することができる。

裁判所は、後見宣告をするときは、取引の安全をはかるため、職権で、所轄の戸籍機関に登記を嘱託する。後見人は、被後見人の法定代理人になる。後見人の行為が被後見人の利益に相反するとき、または法により代理をすることができないときは、裁判所は、後見人、被後見人、主管機関、社会福祉団体その他の利害関係人の請求により、または職権で、被後見人のために特別代理人を選任することができる。

身上監護について改正法は、後見人は後見事務を行うに当たり被後見人の意思を尊重し、かつその心身状態および生活状態に配慮しなければならないとする。被後見人は無能力者であるから、被後見人の財産は後見人が管理する。後見人が被後見人の代理として不動産を購入し又は処分すること、後見人が被後見人の居住の用に供する建物もしくはその敷地を賃貸し、他人の使用に供し、又はその賃貸借を解除させることは、裁判所の許可を必要とする。

改正法は、本人の自己決定権を尊重する趣旨から、判断能力が著しく不十分な者につき、新たに補助制度を創設した。裁判所は、後見の請求に対し、本人の能力の程度に応じて補助宣告をすることもできる。

台湾における新成年後見制度の基本理念は、自己決定権の尊重または残存能力の活用ではなく、社会的弱者の保護にある。台湾では任意後見制度は未導入であるが、解釈により持続的代理権を授与する委任契約を認めることは可能である。しかし、解釈論上限界があるため、立法による任意後見制度の導入が求められている。